

## ■補助の対象となる**感震ブレーカー**

一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の規格に適合する構造及び機能を有する機器

※各家庭の分電盤によって設置可能機種が異なりますので、詳しくは電気工事店にご確認ください。

- ・分電盤タイプ(内蔵型) センサーが分電盤に内蔵されたもの
- ・分電盤タイプ(後付型) 既存の分電盤に外からセンサーを取り付けるもの

## ■補助の対象者 ※1世帯につき1回限り

- ・自らが所有する住宅で長泉町内に居住し「**感震ブレーカー**」を設置する方が対象です。  
なお、賃貸住宅にあつては、所有者の承諾を得て設置することができます。
- ・長泉町内に自ら居住を予定する新築住宅に「**感震ブレーカー**」を設置しようとする方が対象です。  
※新築の戸建て及びマンションで、予め「**感震ブレーカー**」が設置されている場合は対象外となります。
- ・世帯員の中に町税等に滞納がある場合は対象外になります。

## ■補助金の額

- ・**感震ブレーカー**の購入及び設置工事に要する経費の2分の1(上限3万円)

## ■**感震ブレーカー**設置事業費補助金申し込み

### 【申込方法】

申請様式については、町ホームページからダウンロードするもしくは、地域防災課窓口でお受け取りください。

※申請書の提出方法は、郵送または、地域防災課窓口を持参してください。

下記、申請書類をご用意のうえ、お申込みください。

- ・申請書(様式第1号)
- ・設置予定場所が確認できる写真又は図面
- ・購入及び設置に要する費用が分かる見積書又は内訳書の写し

## ■受付期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※当該年度の予算がなくなり次第、受付は終了になります。

## ■問い合わせ先

〒411-8668 長泉町中土狩 828 番地

長泉町役場 総務部門地域防災課

連絡先:055-989-5505(平日 8:30~17:15)、FAX:055-986-5656

E-mail:[bousai@town.nagaizumi.lg.jp](mailto:bousai@town.nagaizumi.lg.jp)



町ホームページ